

裁 決 書

審査請求人

処分庁 伊丹市福祉事務所長

上記審査請求人が、平成29年1月29日付けで提起した審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

事 案 の 概 要

- 1 審査請求人()は、伊丹市に居住し、平成25年11月1日から生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)による保護を受けている。
- 2 平成28年10月19日、審査請求人は、同年2月3日に支払った火災保険料及び同月29日に支払った契約更新料の一時扶助申請(以下「本件申請」という。)を処分庁(伊丹市福祉事務所長)に対し行った。
- 3 処分庁は、平成28年11月1日、「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。本件処分時の最終改正：平成28年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)問13-2の答1において「最低生活費の遡及変更は3か月程度と考えるべき」とあるとの記載があることを理由に、本件申請を却下する処分(以下「本件処分」という。)を行い、平成28年11月1日付け伊健生第830号「生活保護法による一時扶助申請について」と題する書面で審査請求人に通知した。
- 4 審査請求人は、平成29年1月29日、兵庫県知事に対し、本件処分の取消しを求める旨の審査請求(以下「本件審査請求」という。)をした。

審理関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人の主張
 - (1) 審査請求の趣旨
本件処分の取消しを求める。
 - (2) 審査請求の理由
本件処分には、却下に至る正当な理由が見当たらず、その処分も違法である。

また、それに至る態様と行為も違法であり、不当な却下決定処分であることから、本件処分の取消しを求める。

2 処分庁の主張

処分庁は、最低生活費の認定変更を必要とする事項については、受給者に届け出義務が課せられていること、また、一旦決定された行政処分をいつまでも不確定にしておくことは妥当ではなく、最低生活費の遡及変更は3か月程度と考えるべき旨の考え方が国から示されていることを理由に、本件処分に何ら違法又は不当な点は存在しない旨主張している。

理 由

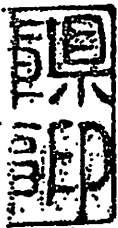
1 本件に係る法令等の規定について

(1) 法による保護は、生活に困窮する者の最低限度の生活を保障するものであるところ（法第1条）、「生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」ものとされている（法第4条第1項）。

(2) 法による保護の基準は、「厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行う」ものとされており（法第8条第1項）、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない」とされている（同条第2項）。そして、同条第1項の基準は、「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日付け厚生省告示第158号。本件処分時の最終改正：平成28年3月31日付け厚生労働省告示第176号。以下「保護の基準」という。）によって定められている。

(3) 法による保護の実施に係る事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務であり（法第84条の5、別表第3）、地方自治法第245条の9第1項及び第3項に基づく処理基準として、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。本件処分時の最終改正：平成28年3月31日付け厚生労働省発社援0331第2号。以下「次官通知」という。）、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。本件処分時の最終改正：平成28年5月31日付け社援発0531第14号。以下「局長通知」という。）、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。本件処分時の最終改正：平成28年5月31日付け社援保発0531第1号。以下「課長通知」という。）が定められており、法第25条第2項に基づく保護の変更に係る事務も、これらの通知によるものとされている。

(4) 「保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必



要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない」こととされている（法第25条第2項）。また、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならない」とされている（法第61条）。

(5) 法による保護の要否及び程度は、保護の基準、次官通知及び局長通知により認定した最低生活費と、次官通知及び局長通知により認定した収入との対比によって決定するものとされている（次官通知第10）。

(6) 最低生活費については、「要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別等による一般的な需要に基づくほか、健康状態等によるその個人又は世帯の特別の需要の相異並びにこれらの需要の継続性又は臨時性を考慮して認定すること」とされている（次官通知第7）。

(7) 保護のうち住宅扶助については、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、住居及び補修その他住宅の維持のために必要なものの範囲内において行われるとされている（法第14条）。

家賃、間代、地代等の保護の基準は、一般基準として、級地ごとに一定額以内の額が定められ（保護の基準別表第3の1）、家賃等の額がこの一定額を超えるときは、都道府県、指定都市又は中核市ごとに、厚生労働大臣が別に定める額の範囲内の額とすることとされている（保護の基準別表第3の2）。

(8) (7)の厚生労働大臣が別に定める額として、平成27年7月1日からは、「生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の設定について」（平成27年4月14日付け社援発0414第9号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「限度額通知」という。）1に定める級地別・世帯人員別の額（以下「一般限度額」という。）が適用されている。

また、同日以降は、世帯人員別の住宅扶助（家賃・間代等）の一般限度額によりがたい家賃、間代等であつて、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについては、世帯人員別の一般限度額のうち世帯人員が1人の場合の一般限度額に局長通知に定める率を乗じて得た額（限度額通知2に定める級地別・世帯人員別の一定額）の範囲内において必要な額を認定して差し支えないものとされている（局長通知第7の4(1)オ）。

(9) 被保護者が居住する借家、借間の契約更新等に際し、契約更新料等を必要とする場合には、特別基準額の範囲内において特別基準の設定があつたものとして必要な額を認定して差し支えないとされている（局長通知第7の4(1)ク）。当該契約更新料等には、更新手数料、火災保険料、保証料を契約更新に必要なものとして認定して差し支えないとされている（課長通知第7の88）。

(10) 保護の実施決定に当たっての参考として示されている問答集問13-2の答1には、扶助費追加支給の限度として、最低生活費の認定を事後変更して追給の措置をどの範囲までとるべきかについて、「本来転入その他最低生活費の認定変更を必要とするような事項については、収入申告と同様、受給者に届出の義務が課せられているところでもあるし、また、一旦決定された行政処分をいつまでも不確定にしておくことは妥当ではないので、最低生活費の遡及変更は3

か月程度（発見月からその前々月分まで）と考えるべきであろう。これは、行政処分について不服申立期間が一般に3か月とされているところからも支持される考えであるが、3か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でないということも理由のひとつである」とされている。

2 本件処分について

- (1) 審査請求人は、審理関係人の主張の要旨1の主張に加え、兵庫県行政不服審査会に主張書面を提出し、次のア及びイを主張している。

ア 問答集問13-2の答1について

処分庁は繰り返し問答集問13-2の答1を根拠として、扶助費の遡及限度は3か月程度であると主張しているが、問答集は法律ではなく、事務連絡であることから、本件処分の根拠には当てはまらず、審査請求人は問答集問13-2の答1に拘束されない。

イ 虚偽の説明

審査請求人は、審査請求人が入居する住居に係る火災保険料等を自身の保護費から支出していた。処分庁は、審査請求人が居住する住宅に係る契約書の複写を保有しているはずであり、契約書に保証会社名、初回保証料及び契約期間等の記載があることから、処分庁は、審査請求人が火災保険料等を含む賃貸借契約を締結していることを認知していたはずである。そのため、審査請求人は扶助費が支給されるのではと考え、処分庁の職員に相談したところ、この職員は「皆、そうしている。」と回答した。つまり、被保護者は、火災保険料等を最低生活費から支払っているということであった。ところが、実際は、火災保険料等についても申請をすれば扶助されるのであって、処分庁は虚偽の説明をしたことになり、違法である。

- (2) 審査請求人は、前記(1)のとおり、火災保険料等を自身の保護費から支出していたため、本件申請により火災保険料等を支給すべきであると主張している。

そこで、処分庁が法第61条に定める被保護者の届出義務を果たさせるために、被保護者に対する説明に用いている資料、審査請求人に対して火災保険料等に係る説明を行った内容が分かる書類等として処分庁から提出のあった、処分庁が生活保護受給者に対して生活保護制度を説明するために用いている「生活保護のしおり」を見分すると、当該しおりには火災保険料等が最低生活費に算定される旨の記載がなく、ほかに処分庁が審査請求人に対して火災保険料等の扱いについて説明を行ったことをうかがわせる資料の提出はなかった。

また、理由1の(4)のとおり、法第25条第2項において、職権による保護を行



うため、保護の実施機関は、常に被保護者の生活状態を調査することとされており、最低生活費の住宅扶助の範囲を確認するにあたって、保護の実施機関は、被保護者の住居に係る賃貸借契約書の写しを求め、これを保管する取扱いとしていることがある。

そこで、処分庁が保管していた賃貸借契約書の写しを確認したところ、当該写しには火災保険料等の金額や契約期間が明記されていた。このことを鑑みると、処分庁は、審査請求人が火災保険料等を支払うことを知り得る状況にありながら、法第61条に基づく届出を行うよう審査請求人に求めていないことが認められる。

このような状況の中、契約更新から約8か月後に行われた本件申請について、問答集問13-2の答1の記載のみを理由として本件申請を却下することは許されないものと言わざるを得ない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があり、本件処分を取り消すべきであることから、行政不服審査法（平成26年6月13日法律68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和2年2月27日

兵庫県知事

井戸 敏三

